

検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発0529第3号」により、下記の検査項目におきまして検査実施料の適用及び、算定条件の一部訂正も行われましたのであわせてご案内いたします。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

■ 適用日 2020年(令和 2年) 6月 1日より適用

■ 新規収載項目

ロイシンリッチ α 2グリコプロテイン

■ 算定条件が一部訂正された項目

HIV-1核酸定量〔TMA 法と核酸ハイブリダイゼーションを組み合わせた方法〕

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

■ 検査実施料の新規収載項目

適用日: 令和2年6月1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
ロイシンリッチ α2グロ ブリン	276点	生化 I 144点	「D003」 糞便検査の9	<p>血清を検体として、ロイシンリッチ α2グロブリンを潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、区分番号D003糞便検査の「9」カルプロテクチン(糞便)の所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>ア 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として、区分番号D003の「9」カルプロテクチン(糞便)又は区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>イ ロイシンリッチ α2グロブリンを測定する場合は、当該検査にかかる判断料については、区分番号「D026」検体検査判断料の4生化学的検査(I)判断料を算定する。</p>

■ 算定条件が一部訂正された項目

適用日: 令和2年6月1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
HIV-1 核酸定量 [TMA法と核酸ハイブリ ダイゼーション法を組み 合わせた方法]	520点	微生物 150点	「D023」 微生物核酸同 定・定量検査 の15	<p>HIV-1 核酸定量</p> <p>ア 「15」のHIV-1 核酸定量は、PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーションを組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「17」HIV-1 抗体、「16」のHIV-1, 2 抗体定性、同半定量、HIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定性、「18」のHIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定量、又は「18」のHIV-1, 2 抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。</p> <p>イ (略)</p>

※ 下線部は、「保医発0529第3号」により一部が訂正された部分になります。